

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2 丁目 1-2 中央合同庁舎 2 号館

観光庁参事官室意見募集ご担当者様

「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）」等に関する意見

2020 年 11 月 5 日

一般社団法人日本観光・IR 事業研究機構

理事・事務局長 池田 剛

電話番号：03-3222-7960

E-mail：ikeda@japan-ir.org

「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）」等の起草のご努力に深く感謝申し上げます。

以下のとおり、一般社団法人日本観光・IR 事業研究機構の意見を提出いたします。基本的な方針等に反映して頂きますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

「IR 事業者も、コロナ禍の未曾有の営業不振と財務への悪影響に苦しんでいるだけでなく、シンガポールの IR 拡張、マカオの 2022 年コンセッションの準備等もあって世界戦略の中での日本の優先順位が低下し、日本への投資に慎重になっています。そのため、国と地方自治体が IR を誘致しなければならない状況に変わりつつあります。従って、なんとか IR を無事に立ち上げることによりアフターコロナの観光の目標達成の起爆剤とするためには、以下に述べるような環境整備が最小限必要です。

- 1 観光庁及びカジノ管理委員会においては、規則、方針等の策定と解釈・運用では IR の整備・運営に過大な負担をかけないように、できる限り柔軟な対応を行うこと。また、税制上の懸念を早期に解決すること。
- 2 地方自治体においては、過度な規模、負担等を求めないこと。また、投資のリスク要因（更新についてのいわゆる 10 条問題を含む。）を軽減すること。

今回提出する意見は、上記の観点からも最終案に反映いただけるよう要望いたします。

また、基本方針案等において健康問題、防災、接触ルールおよびコンプライアンス等について新たに追加されていることを歓迎します。

1. 「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）（※修正部分のみ）」に対する提言案 提言案

No.	項目	内容
1	全般	今回の修正部分ではありませんが、2019 年 10 月 2 日付で提出した意見について、一部取り入れていただいたことに御礼申し上げるとともに、反映していない部分についても引き続き最終案への反映/今後の運用でのご対応をお願いします。
2	別紙修正案 第 1-1 意義(1)、 第 4-7(3)、第 4	コロナウイルス対策に留まらず感染症対策を広く行うことは歓迎致します。しかしながら、特にカジノフロアにおける密を避けるため例えば入場者数を半減させる等の対策をとる場合、当然 GGR が大幅に減少すると予想されます。（ラスベガスではソーシャルディスタンスを確保するためにテーブルゲームの参加人数を削減したり、プレイできるスロットを間引いたりしております。）この場合には、都道府県等や国による年度の評価をはじめとする諸手続きの中で、柔軟かつ現実的な対応をとることが必要だと考えます。また、感染症発生時には、国、都道府県等がどの程度の対応を求められるのか及びワクチン等による感染症対策の出口を明確にすることをお願いします。
3	別紙修正案 第 1-1 意義(1)、 第 4-7(3)、第 4	防災・減災のための取組みと IR 施設内における安全確保の取組みを求めることは大変重要です。ただし、元々の IR 開発予定地が防災上適している場所であるか否かが重要であると考えます。
4	別紙修正案	新型コロナウイルス感染症の発生後の MICE の在り方は大きく変わる

	第 1-1 意義(1)、 (基本的な方針案 第 3-1(1)～(6))	必要があると理解しております。どんなに感染症対策を行っても、MICE の性質上、日本型 IR で想定された MICE の在り方では 3 密の発生を完全に防ぐことは難しいと考えております。そのため、ハード面 (IR 施設基準等) 及びソフト面 (コンテンツ等) を含めて柔軟性を持たせることが必要だと認識しております。
5	別紙修正案 第 1-1 意義(1) (基本的な方針案 第 4-3(1)イ (ア)(イ))	「長期間にわたって、安定的で継続的な IR の運営が確保される」ためには収益に見合った投資を行うことが前提となりますが、新型コロナウイルス感染症の発生により、諸外国における IR の収益性が著しく低下していることを踏まえると、IR 施設に関して、IR 整備法及びそれに基づく政省令等の規定 (「IR 施設の基準等」) を開業時に全て満たすことは現実的ではないと考えております。開業時点では IR 施設の基準等が求める大型施設にならなかったとしても、開業後に徐々に施設を大きくしていく方が達成し得る日本型 IR のモデルだと考えております。そのため、区域認定期間内に IR 施設の基準等を満たすことは求めるものの、開業時点では全てを満たしていなくともよいとする段階開発を認めて頂きたいと存じます。

2. 「特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令 (仮称) の案」に対する提言案

提言案

No.	項目	内容
1	I.背景	新たな申請期間を決定された根拠を明確にして頂くことをお願い致します。大手 IR 事業者の日本進出意欲の減退がコロナの影響のみでなく、特定複合観光施設区域整備法と施行令に基づく制度設計自体に魅力を感じていない可能性もお考え頂きたいと思えます。

3. 「特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令 (仮称) の案」及び「特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定に必要な事項等を定める告示 (仮称) の案」に対する提言案

提言案

No.	項目	内容
1	告示案 2P II 概要 1 区域整備計画に定める事項の内容 (法 9-2 関係) (4) ②ア及びイ 告示案 7P II 概要 3 区域整備計	<ul style="list-style-type: none"> ・「委託先の名称及び内容」: 多数の種類 of 委託があり、期間も長期のものだけでなく、中短期のものも想定されます。従って、すべての委託を同計画に記載することは現実的ではありませんので、主要なもので長期のものに限定すべきです。また、委託先の変更のすべてを一律に同計画の変更の認可・届出の対象とすることは現実的ではありません。 ・IR 開業後の委託を予定しているような場合にまで、委託契約書を事前に確定させて提出することは現実的ではないと考えています。また、IR 認定後に委託先法人を設立するケースもあると想定されます。委託

	画の添付書類(法第9-2関係)	契約書ではなく、主要な委託条件の提出(又は委託契約書を取り交わす前までに提出)とすることに変更することを要望いたします。
2	告示案 2~3P II 概要 1 区域整備計画に定める事項の内容(法 9-2 関係) (4) ②ウ	・同上。(かなりのものが委託されると思われます。) ・「活動の内容」:「内容」を「種類」に修正すべきです。例えば歌舞伎は記載対象でしょうが、その演題が変わるたびに変更の手続をとるのは現実的ではありません。
3	告示案 4P II 概要 1 区域整備計画に定める事項の内容(法 9-2 関係) (4) ②カ	「当該施設において提供するサービスに関する事項を含む」:「提供する」の後に「主な」を追加すべきです。例えば水族館でハンバーガー店、自販機まで記載する必要はないと思います。
4	告示案 4P II 概要 1 区域整備計画に定める事項の内容(法 9-2 関係) (4) ②キ	「カジノ施設の数」:諸外国の IR では常識である、VIP 用個室、プレミアムマス用のハイグレードの非個室、マス用の一般フロアの三種類が設置運営できるようお願いします。
5	告示案 4P II 概要 1 区域整備計画に定める事項の内容(法 9-2 関係) (4) ⑧	・「施設ごとの」:「施設ごと」の後に「(共用部分を除く。)」を追加願います。建物のすべてが「アからキ」に分解できるわけではありません。(エントランス、共用のフロア、屋上、光熱関係施設等々) ・6P (8) ⑥も同様です。
6	告示案 6P II 概要 1 区域整備計画に定める事項の内容(法 9-2 関係) (8)	①~⑤の「見込み」及び⑦の「見込まれる」:予期できない天災、疫病等や社会経済の変動により、これらの見込みと食い違ってくることは容易に想像されます。従って、以下の2点を要望いたします。 (i)複数のシナリオにより見込みに幅を持たせることを認めること: (ii)事業実施の結果に左右される見込みについては、事後的な実績評価の対象とし、区域整備計画の修正を行わない取り扱いとしないこと
7	告示案 6P II 概要 1 区域整備計画に定める事項の内容(8)(法 9 条-2)	・「⑥特定複合観光施設に対する投資の金額」と、前回のバブコメから、 <u>初期投資⇒投資</u> と「初期」が削除されていますので、想定されているかと推測しますが、投資金額は、区域整備計画の期間中の段階開発や再投資も含めた金額と解釈することを要望いたします。 ・また、当初区域整備計画期間後の10年以後に再投資による追加投資を見込んでいる場合も認定時に考慮して頂くことを要望いたします。
8	告示案 7P II 概要 3 区域整備計画の添付書類(法 9-2 関係)	「3」:「2」の誤りと思われます。【対応する省令案は3ですが】

9	告示案 7P II 概要 3 区域整備計画の添付書類(法 9-2 関係)	区域整備計画の添付書類については、認定都道府県等の同意があれば、他の手続きを経ることなく、修正提出が可能とする取り扱いを要望いたします。
10	省令案 2P II 概要 4 区域整備計画の軽微な変更(法 9-2 関係) (6)	<ul style="list-style-type: none"> ・次の一号を追加していただきたいと思います。 「特定複合観光施設の床面積の合計の増加若しくは特定複合観光施設を構成する施設の規模の拡大又は当該施設において提供するサービス内容の追加若しくは改善」 ・③号では、縮小ではなく拡大の方向の変更なら広く認める解釈、運用をお願いします。 <p>(理由) IR 施設およびそのサービスをせっかく拡張しよう(例: アミューズメントパークの拡張、アトラクションの追加)と思っても、変更認可の場合には法第 10 条の問題のような手続が必要なため、拡張意欲をそぎ、ひいては IR の発展を妨げることになるからです。</p>